

国労本部電送No.97	発信日	発信	責任者	受領者
	2019年11月13日	企画部		

指示第30号
2019年11月13日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

(一財)国鉄労働会館 主催
「交通運輸関連労働者を対象とした中央労働講座」の受講について

昨年の通常国会で強行成立された「働き方改革関連法」の成立に伴い、本年4月から企業に対して年休取得を義務化する有休制度の改正（中小は来年4月）が施行されたが、続いて来年4月には職場における雇用形態間の不合理な処遇の差の是正を目的とした「同一労働同一賃金」に係わるパートタイム・有期雇用労働法および改正労働者派遣法が施行される。各企業において交渉も継続されているところだが、時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にさせることや長時間労働を是正し、延長することができる時間外労働については月45時間・年360時間の限度時間を下回るものとさせることとあわせ、有期・パート労働者と通常の労働者、もしくは派遣労働者と派遣先労働者との間の不合理な待遇の禁止規定や差別的取扱いの禁止規定を整備することなどが喫緊の課題となっている。

昨年末には入管法が改正され、いわゆる単純労働分野において外国人労働者を正面から受け入れる政策転換がなされ、加えて解雇の金銭解決救済制度についても議論が進められているが、今回は働き方改革関連法の成立に伴う「同一労働・同一賃金」をめぐる現状と課題をあらためて検証し、学習を深めるため、一般財団法人国鉄労働会館の主催のもと、下記の要領により、中央労働講座を開催するので、各エリア・地方本部は積極的に受講者を募らばたい。

記

1. テーマ 「非正規雇用労働者の待遇改善と同一労働・同一賃金の課題について」
2. 講師 棗 一郎弁護士（日本労働弁護団常任幹事）
3. 日時 2020年1月24日（金） 16時30分～18時00分
4. 会場 交通ビル・B1F会議室
住所 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル
Tel 03-3437-6733
5. 主催 一般財団法人 国鉄労働会館
6. 定員 交通運輸産業労働者を対象に200名の募集
7. 対象者 第190回拡大中央委員会構成員とする。なお、受講については傍聴者も可能とする。

以上